

静岡市受援計画

令和8年（2026年）3月 改定

静岡市

更新履歴

日付	更新内容
平成 29 年 (2017 年) 3 月	静岡市受援計画 (応援受入計画) 【地震対策編】 策定
令和 8 年 (2026 年) 3 月	静岡市受援計画 改定

目次

総則.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 受援計画の対象とする災害・期間.....	1
第4節 計画の構成.....	1
第5節 市の受援体制.....	2
第6節 費用負担.....	2
第1章 進入経路の確保.....	3
第1節 緊急輸送ルート確保.....	3
第2節 ヘリポートの確保.....	4
第2章 救出救助.....	6
第1節 救助活動拠点の開設.....	6
第2節 警察.....	6
第3節 消防.....	7
第4節 自衛隊.....	7
第5節 海上保安庁.....	8
第6節 応援部隊との情報共有.....	9
第7節 無人航空機の飛行.....	9
第3章 医療・福祉.....	11
第1節 医療.....	11
第2節 福祉.....	13
第4章 物資調達.....	16
第1節 物資集積所の開設.....	16
第2節 要請に基づく物資の調達.....	16
第3節 義援物資の受入れ.....	16
第4節 プッシュ型支援による物資の調達.....	17

第5節	物資の配送.....	18
第5章	燃料供給・ライフライン.....	19
第1節	燃料の確保.....	19
第2節	電気・ガス・通信事業者.....	19
第3節	水道.....	20
第4節	下水道.....	21
第6章	他自治体等からの応援.....	22
第1節	応援の体制.....	22
第2節	応援職員等の受入対応.....	23
第3節	応援職員等による受援対象業務.....	26
第7章	ボランティア.....	30
第1節	ボランティアの受入れ.....	30
別冊		
別冊1	資料編	
別冊2	受援シート	
別冊3	応援機関連絡先	

総則

第1節 計画の目的

静岡市受援計画は、災害発生時において、静岡市（以下、「市」という。）が、他の地方公共団体や防災関係機関、民間企業、ボランティア等の各種団体から、人的・物的資源等の支援・提供を受け入れ（以下、「受援」という。）、これらを効果的に活用することにより、災害応急対策を迅速かつ円滑に進めることを目的とする。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「静岡市地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）の下位計画として位置付け、市における各種受援に関する事項を具体的に定めるものである。

なお、各受援対象業務の詳細については、各課（災害対策本部設置時は各班）がそれぞれ所管する個別の計画・マニュアル等において個別に定める。

また、本計画は、

- ・国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下、「国の具体計画」という。）
- ・静岡県（以下、「県」という。）の「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」（以下、「県の広域受援計画」という。）

との整合を図りつつ、必要に応じて適宜見直しを行う。

第3節 受援計画の対象とする災害・期間

本計画は、南海トラフ地震の発生により、国が、国の具体計画に定めた災害応急対策を実施する場合を主な対象とする。

また、国の具体計画に基づく対応が行われない場合であっても、市が、地震その他の災害（風水害、林野火災など）により、自らの対応能力を超える被害を受けた場合において、被害の種類や程度に応じて必要な応援を要請し受け入れるための計画として、幅広い災害を対象とする。

本計画が対象とする期間は、発災からおおむね2週間までとし、それ以降は個別の計画・マニュアルに委ねる。

このうち初動期（発災から7日目まで）については、県の広域受援計画における「発災からの経過時間に応じた行動目標」を踏まえた対応を想定する。それ以降の期間については、県の第4次地震被害想定における「被害・対応シナリオ」を基に、必要な応援の受入れ及び応急対策を見込む。

第4節 計画の構成

本計画は、次の資料により構成する。

表1 静岡市受援計画の構成

区分	主な内容
本編	応援の要請及び受入れに関する基本的事項
別冊1 資料編	「本編」を補足する、応援の要請や受入れを行う際に活用する図や表等
別冊2 受援シート	応援側、受援側双方が共通の理解のもと、迅速かつ円滑に業務を実施できるようにするための、各受援対象業務の担当部署、業務の概要、流れ等
別冊3 応援機関連絡先	応援機関の詳細な連絡先、担当者等

第5節 市の受援体制

市は、受援に関する総合調整を行うため、災害対策本部総括部に受援班（以下、「総括部受援班」という。）を設置する。

総括部受援班の事務分掌は、以下のとおりとする。

- ・ 人的受援に関する業務の総合調整に関すること。
- ・ 災害対応に必要な職員の動員及び配備に関すること。
- ・ 災害対応に伴う各班間の職員配置の調整に関すること。
- ・ 他自治体及び関係機関等への応援要請に関すること。
- ・ 他自治体及び関係機関等からの応援職員の受入れ及び配備に関すること。
- ・ 他自治体及び関係機関等の受入れ・連絡調整及び後方支援に関すること。

第6節 費用負担

市は、受援に関する経費について、関係法令及び各関係機関との協定等の定めに基づき、適切に負担する。

第1章 進入経路の確保

本章では、被災地への進入経路を確保し、救出救助のため警察、消防、自衛隊及び海上保安庁から派遣された部隊（以下、「応援部隊」という。）の受入れ及び物資・燃料等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急輸送ルート（資料編2～5ページ）の確保及びヘリポートの開設に関する事項を定める。

第1節 緊急輸送ルートの確保

1 道路管理者による緊急点検の実施

建設部建設班は、応援部隊の受入れに備え、発災後直ちに道路の緊急点検を実施し、被災状況に関する情報を収集する。

建設部建設班は、収集した情報を総括部及び関係する各班並びに関係機関と共有する。あわせて、道路啓開の方針について協議を行う。

なお、啓開対象路線は、別紙「道路啓開マップ」（資料編6、7ページ）のとおりとする。

2 道路啓開の実施

建設部建設班は、発災当日から道路啓開に着手する。

道路啓開の目標は、以下のとおりとする。

- ・人命救助のために必要な道路
発災からおおむね3日以内に啓開を完了する。
- ・それ以外の緊急輸送ルート
発災からおおむね7日以内に啓開を完了する。

ただし、大津波警報又は津波警報が発表されている間は、沿岸部での作業を行わないなど、被災状況及び安全確保の観点を踏まえ、啓開作業の進め方を適切に調整する。

なお、道路啓開の実施に関する詳細は、

- ・「静岡市建設局災害配備マニュアル」
- ・「静岡県中部地域における道路啓開行動計画（改訂版）」

による。

3 応援の受入れ

建設部建設班は、災害協定締結事業者と連携・協力し、道路啓開を実施する。

道路啓開の実施にあたっては、国土交通省の連絡員（リエゾン）と啓開方針について協議を行う。

また、必要に応じて、同省の緊急災害対策派遣隊（以下、「TEC-FORCE」という。）から技術的支援を受ける。

建設部建設班は、国土交通省静岡国道事務所を經由して連絡員の派遣を要請する。

TEC-FORCE の派遣を要請する場合は、建設部建設班から連絡員を経由して行う。
各機関の受入場所は下表のとおりとする。

表1 道路啓開に関する関係機関の受入場所

種別	受入場所	所在地
国土交通省の連絡員	静岡庁舎4階 建設局災害対策室	葵区追手町5-1
TEC-FORCE	災害の状況に応じて調整	
災害協定締結事業者	ブロック拠点・支所(市内15か所)	資料編(8ページ)

4 関係機関との情報共有

建設部建設班は、緊急輸送ルートの確保に関する各種情報(優先順位の変更、交通規制等)について、国・県等の関係機関と共有を図る。

第2節 ヘリポートの確保

1 拠点ヘリポート等の被害状況の確認、開設準備及び本部への報告

(1) 拠点ヘリポート

警防本部は、県の広域受援計画において拠点ヘリポートとして指定されている「与一消防ヘリポート」について、発災後速やかに被害状況及び開設の可否を確認し、その結果を総括部情報班に報告する。

開設が可能な場合、警防本部は、同地点に拠点ヘリポートを開設する。

(2) 災害拠点病院用ヘリポート

都市部公園班、観光交流文化部体育施設班、財政部公営競技班は、県の広域受援計画において災害拠点病院用ヘリポートとして指定されている

- ・駿府城公園
- ・日本平運動公園
- ・競輪場駐車場

について、発災後12時間以内を目途にヘリポートをそれぞれ開設し、その状況を総括部情報班に報告する。

なお、市内に所在する拠点ヘリポート等の詳細は、別紙のとおりとする(資料編9ページ)。

(3) 防災ヘリポート

「地域防災計画」において防災ヘリポートとして位置付けられている施設を所管する各班は、必要に応じてヘリポートを開設・運営できるよう、当該施設の被害状況及び開設の可否を確認する。(施設の一覧は「地域防災計画」資料編4-29)

2 関係機関との情報共有

総括部情報班は、関係各班から収集したヘリポートの被害状況及び開設状況に関する情報を集約し、各班及び関係機関と共有する。

県への報告は、総括部情報班が「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」（以下、「FUJISAN システム」という。）を用いて行う。

第2章 救出救助

本章では、応援部隊を円滑に受け入れるため、派遣要請に必要な手続、応援部隊との情報共有並びに応援部隊の活動拠点に関する事項を定める。あわせて、無人航空機の飛行に関する事項についても定める。

第1節 救助活動拠点の開設

1 救助活動拠点の選定

総括部受援班は、救助活動拠点候補地の被害状況及び周辺道路の状況等を踏まえ、応援部隊の連絡員（リエゾン）と協議を行う。

同班は、協議の結果を踏まえ、応援部隊の救助活動拠点を、別紙「警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地」（資料編 11～13 ページ）から選定する。

2 救助活動拠点の開設準備

救助活動拠点を所管する各班は、応援部隊が活動拠点を円滑に開設できるよう、必要な準備を行う。

主な内容は次のとおりとする。

- ・ 施設の開錠
- ・ 施設内における立入制限の実施

3 救助活動拠点の開設

救助活動拠点の開設は、応援部隊が実施する。

なお、救助活動拠点等のうち、複数の機関が利用する施設については、

- ・ 利用機関
- ・ 利用可能範囲

などを整理し、図面により示す（資料編 14～17 ページ）。

第2節 警察

1 警察災害派遣隊の受入れ

警察災害派遣隊は、大規模災害時、警察庁の調整により、市からの要請によらず、必要に応じて被災地に派遣される。

活動拠点の選定は、国及び県が調整する。

警察災害派遣隊の誘導など、受入れに必要な調整は、静岡県警察本部が実施する。

2 警察による活動

他県等から派遣された警察災害派遣隊は、県警察本部長（または、活動地を管轄する警察

署長)の指揮下に入り、県内各市町で活動する。

警察災害派遣隊は、主に次の業務を実施する。

- ・ 情報収集
- ・ 避難誘導
- ・ 救出救助
- ・ 検視、死体調査及び身元確認の支援
- ・ 緊急交通路の確保及び自衛隊車両等の先導
- ・ 行方不明者の搜索
- ・ 治安維持
- ・ 被災者等への情報伝達
- ・ 被災地における活動に必要な通信の確保

第3節 消防

1 派遣要請

市長(警防本部)は、災害の状況及び市の消防力を踏まえ、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

派遣要請は、「静岡県緊急消防援助隊受援計画」第7第2項の規定に基づき、県知事に対し、速やかに電話により行う。

なお、派遣要請手続の詳細は、

- ・ 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」
- ・ 「静岡市消防局受援計画」

による。

2 部隊の受入れ

警防本部は、派遣された緊急消防援助隊の受入れを行う。

受入れにあたっては、県をはじめとする関係機関と連携を図る。

緊急消防援助隊の進出拠点や宿営地の確保については、警防本部が各施設の管理者と調整する。

また、緊急消防援助隊(航空部隊)の受入れにあたり、「与一消防ヘリポート」をフォワードベース(前進拠点)として運用する。燃料補給及び必要となる要員の配置は、各航空部隊がそれぞれの責任において実施する。

なお、応援受入手続の詳細は「静岡市消防局受援計画」による。

第4節 自衛隊

1 事前調整

総括部総括班は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、自衛隊の連絡員(リ

エゾン)の派遣について、静岡市の区域を管轄する陸上自衛隊第34普通科連隊(第3科)に連絡する。

2 派遣要請

市は、次に示す「派遣要請の3要件」を踏まえ、自衛隊の派遣要請の要否について判断する。

表1 派遣要請の3要件

緊急性	差し迫った必要性があること。
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと。

市長(総括部総括班)は、自衛隊の派遣要請が必要であると判断した場合には、災害対策基本法第68条の3第1項の規定に基づき、県知事に対し、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。

要求の際は、次の事項を示す。

- ・災害の情况及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域、活動内容
- ・その他参考となるべき事項

要求は文書により行う(資料編21ページ)。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭で行い、事後速やかに文書により要求する。

また、通信の途絶等により県知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊長に通知し、県知事にもその旨を速やかに通知する。

3 部隊の受入れ

総括部受援班は、自衛隊の連絡員(リエゾン)と協議を行い、被害状況及び周辺道路の状況等を踏まえ、救助活動拠点の選定など、受入れに必要な事項の確認及び調整を行う。

また、部隊の受入体制は、「地域防災計画」共通対策編 第3章災害応急対策 第34節自衛隊派遣要請の要求計画による。

第5節 海上保安庁

1 派遣要請

市長(総括部総括班)は、災害応急対策を円滑に実施するにあたり海上保安庁による支援

の必要があると判断した場合は、清水海上保安部に対し、電話等により口頭で支援を依頼する。

依頼の際は、次の事項を示す。

- ・災害の情况及び支援活動を要請する理由
- ・支援活動を必要とする期間
- ・支援活動を必要とする区域、活動内容
- ・その他参考となるべき事項

2 部隊の受入れ

部隊の誘導など、受入れに必要な調整は海上保安庁が実施する。

第6節 応援部隊との情報共有

1 調整会議

総括部受援班は、市と応援部隊との情報共有及び活動調整を行うため、「調整会議」を開催する。調整会議は、原則として発災後早期（おおむね 72 時間以内）に初回を開催し、その後は被害状況及び各部隊の活動状況等を踏まえ、必要に応じて開催する。

調整会議では、要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、被害状況、緊急輸送ルートの通行可否、燃料補給の確保状況等、応援部隊の活動に必要な情報の共有を図るとともに、相互の活動が円滑に行われるよう、総合的な活動調整を行う。

第7節 無人航空機の飛行

1 無人航空機の運航方針

市は、大規模災害時に無人航空機を自ら運用し、又は運航を委託する場合、航空法その他関連法令等を遵守するとともに、次の事項に留意する。

- ア 航空法第 132 条の 92 の規定に基づく特例¹により、無人航空機を自ら運用し、又は運航を委託する場合は、原則として高度 150m 未満で飛行させること。
- イ 無人航空機と有人航空機が競合する空域では、救出活動等を実施する有人航空機の飛行を優先させること。

2 無人航空機の運航手順

市は、国土交通大臣が定める以下の空域で無人航空機を飛行させようとする場合、総括部情報班、警防本部のほか、当該空域を管轄する組織（空港の管理者及び国土交通省東京航空

¹ 災害発生時、国・地方公共団体の職員やこれらの団体から依頼を受けた者は、飛行の禁止空域、飛行の方法、第三者が立ち入った場合の措置、飛行計画、飛行日誌に関する航空法の規定の適用が除外される、というもの。

局等)と飛行計画(飛行範囲、高度、運航の安全確保等)の調整を行う。

表2 国土交通大臣が定める空域の管理者及び連絡先

No.	国土交通大臣が定める空域	空域の管理者	連絡先
1	静岡ハリポートの周辺	静岡市都市局都市計画部 交通政策課	054-221-1412
2	SBS静岡ハリポートの周辺	株式会社静岡新聞社 総務局総務センター	054-284-8905

無人航空機を飛行させる各班は、国土交通省「ドローン情報基盤システム」(DIPS)により、飛行許可・承認申請を行う。

また、総括部情報班は、飛行計画を、「FUJISAN システム」又は電話、FAX等を通じて県(本部指令部航空調整スタッフ)に報告する。

3 留意事項

市は、無人航空機を飛行させようとする場合、飛行の開始から終了までの間、以下の事項に留意する。また、国土交通省の定める「航空法第132条の92の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」(資料編22ページ)を遵守する。

ア 手動操縦による飛行中に有人航空機が接近した場合には、無人航空機の飛行を中止させ又は十分な距離を保ち飛行させる。

イ プログラムによる飛行については、該当空域周辺で救援活動等を実施する関係機関の航空部隊等に対し、当該無人航空機に係る飛行情報について伝達が完了したことを確認した後に、飛行を実施する。

ウ 機体の整備不良、無線電波の一時中断、プロペラ駆動用電池の消耗等で無人航空機が落下し、地上・水上の人や物件に被害を与えないよう留意する。

第3章 医療・福祉

本章では、医療分野及び福祉分野における各種応援の要請、受入体制並びに各機関の活動支援に関する事項を定める。

本章の詳細は、

- ・「静岡市医療救護計画」
- ・「大規模災害における保健師活動マニュアル」 等

による。

第1節 医療

1 保健医療活動チーム

(1) 派遣要請

保健福祉部医療救護班は、地区支部、区本部等を通じて保健医療活動に関するニーズを集約する。

同班は、災害派遣医療チーム（DMAT）等、災害医療に関わる保健医療活動を行う各機関（以下、「保健医療活動チーム」という。）の派遣が必要と判断した場合、県（中部方面本部健康福祉班）に対し、派遣を要請する。

要請は、「FUJISAN システム」を用いて行う。

本計画において、保健医療活動チームに含める機関は次のとおりとする。

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）
- ・日本医師会災害医療チーム（JMAT）
- ・独立行政法人国立病院機構（NHO）の医療班
- ・全日本病院医療支援班（AMAT）
- ・日本災害歯科支援チーム（JDAT）
- ・薬剤師チーム
- ・看護師チーム（災害支援ナース）
- ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）
- ・災害時感染制御支援チーム（DICT）
- ・保健師等チーム
- ・日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）

(2) 受入体制

保健医療活動チームの派遣に関する調整は、県（保健医療福祉調整本部）が一元的に行う。県が市への保健医療活動チーム派遣を決定した場合、保健福祉部医療救護班は、以下に

示す場所で派遣された保健医療活動チームの受入れを行う。

受入スペースが不足する場合は、静岡市急病センターを使用する。

表1 保健医療活動チームの受入場所

No.	区分	施設名	所在地
1	静岡支部	城東保健福祉エリア	葵区城東町 24-1
2	清水支部	清水保健福祉センター ²	清水区渋川 2-12-1
3	—	静岡市急病センター	葵区柚木 1014

(3) 活動支援

保健福祉部医療救護班は、保健医療活動チームの受入場所及び活動場所の確保等を行い、保健医療活動チームの活動を支援する。

同班は、保健医療活動チームとの情報共有及び活動調整を行うため、会議を定期的に行い、活動に必要な情報として次に示す情報を提供するとともに、活動場所や活動内容の調整を行う。

- ・ 医療救護施設（救護所、救護病院等。資料編 27～31 ページ）、の被災状況及び開設状況
- ・ 避難所等の被災状況及び開設状況
- ・ 医療ニーズに関する情報

また、同班は、保健医療活動チームの受入れに関する情報を随時、区本部、地区支部を經由して各避難所に周知する。

2 保健師

(1) 派遣要請

保健福祉部医療救護班は、死者数、負傷者数、被害家屋数、ライフラインの状況等の被害状況及び地域医療機関の稼働状況等を踏まえ、保健師の派遣が必要と判断した場合、県（中部方面本部健康福祉班）に対し、保健師の派遣を要請する。

要請は、「FUJISAN システム」を用いて行う。

(2) 受入体制

県が市への保健師派遣を決定した場合、保健福祉部医療救護班は、以下に示す場所で、派遣された保健師の受入れを行う。

² 令和8年（2026年）5月7日、「清水保健福祉センター」は「清水保健センター」に名称変更する予定。

表 2 応援派遣保健師の受入場所

施設名	所在地
城東保健福祉センター	葵区城東町 24-1

(3) 活動支援

保健福祉部医療救護班は、派遣された保健師の受入場所、活動場所及び必要な資機材を確保する。

同班は、派遣された保健師との情報共有及び活動調整を行うため、会議を定期的に行い、活動に必要な情報を提供するとともに、活動場所や活動内容の調整を行う。

また、同班は、保健師の受入れに関する情報を随時、区本部、地区支部を經由して各避難所に周知する。

3 医薬品等の確保

(1) 医薬品等の確保

保健福祉部医療救護班は、医療救護に必要な医薬品等について、県（中部方面本部）、薬剤師会（静岡・清水）、協定締結事業者（ドラッグストア等）等と連携し、その確保に努める。また、医薬品等の確保にあたっては、災害薬事コーディネーター³の支援を受ける。

第2節 福祉

1 災害派遣福祉チーム（DWAT）

(1) 派遣要請

保健福祉部福祉総括班は、地区支部、区本部を通じて避難所等における要配慮者への福祉支援ニーズを集約する。

同班は、災害派遣福祉チーム（以下、「DWAT」という。）の派遣が必要と判断した場合、県（健康福祉部要配慮者支援班）に対し、派遣を要請する。

要請は、「FUJISAN システム」を用いて行う。

(2) 受入体制

DWAT の派遣に関する調整は、県及び県社会福祉協議会（県災害福祉広域支援ネットワーク事務局）が一元的に行う。

調整の結果、県が市への DWAT の派遣を決定した場合、市は、受入窓口として、保健福祉部福祉総括班が中心となり、以下に示す場所で派遣された DWAT の受入れを行うとともに、活動に必要な情報提供及び活動調整を行う。

³ 被災地における医薬品、薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握及び調整等を行うため、都道府県が任命した薬剤師

表3 DWATの受入場所

No.	施設名	所在地
1	城東保健福祉エリア	葵区城東町 24-1
2	清水保健福祉センター	清水区渋川 2-12-1

(3) 活動支援

保健福祉部福祉総括班は、DWATとの情報共有及び活動調整を行うため、会議を定期的
に開催し、要配慮者の所在情報等を提供するとともに、活動場所や活動内容の調整を行う。

また、同班は、DWATの受入れに関する情報を随時、区本部、地区支部を経由して各避難
所に周知する。

2 災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）

(1) 派遣要請

保健福祉部地域リハビリテーション推進センター班は、地区支部、区本部を通じて災害
リハビリテーション支援に関するニーズを集約する。

同班は、災害リハビリテーション支援チーム（以下、「JRAT」という。）の派遣が必要と
判断した場合、県（保健医療福祉調整本部）に対し、派遣を要請する。

要請は、「FUJISAN システム」を用いて行う。

(2) 受入体制

JRATの派遣に関する調整は、県及び県災害リハビリテーション支援関連団体協議会が一
元的に行う。

調整の結果、県が市への派遣を決定した場合、保健福祉部地域リハビリテーション推進
センター班は、以下に示す場所で派遣された JRAT の受入れを行う。

表4 JRATの受入場所

No.	施設名	所在地
1	城東保健福祉エリア	葵区城東町 24-1
2	清水保健福祉センター	清水区渋川 2-12-1

(3) 活動支援

保健福祉部地域リハビリテーション推進センター班は、保健福祉部医療救護班（医療救
護本部）と連携し、JRATに対し、活動に必要な情報を伝達するとともに、活動場所や活動
内容について調整を行う。

また、同班は、市に派遣される JRAT の情報を確認し、その情報を随時、区本部、地区支

部を経由して各避難所に周知する。

第4章 物資調達

本章では、大規模災害発生時における、国、県、協定締結事業者、地方公共団体等の関係機関からの物資（以下、「支援物資」という。）の調達から配布までの流れ、並びに企業、団体等から自発的に寄せられる物資（以下、「義援物資」といい、「支援物資」と「義援物資」を総称して「支援物資等」という。）の取扱いについて定める。

本章の詳細は、「静岡市広域物資輸送拠点設置運営マニュアル」による。

第1節 物資集積所の開設

保健福祉部救護物資班は、支援物資等を受け入れるため、物資集積所を開設する。

総括部物資班は、物資集積所のうち、国等から供給される物資を受け入れる拠点（県広域物資輸送拠点⁴）の開設について、県（中部方面本部指令班）と協議する。また、県広域物資輸送拠点の開設は、県（中部方面本部物資班）が実施する。

物資集積所の候補施設は別紙のとおりとする（資料編 33 ページ）。

第2節 要請に基づく物資の調達

1 県等への提供要請

総括部物資班は、市が保有する備蓄物資の状況を踏まえ、外部からの物資調達が必要と判断した場合は、品目と量、輸送先、必要な時期等を明らかにし、県、協定締結事業者等に対し、物資の提供を要請する。

2 物資の受入れ

総括部物資班は、県、協定締結事業者等から調達する物資の品目と量を基に、各避難所等への物資配分を決定するとともに、決定した内容を、保健福祉部救護物資班及び配送事業者に伝達する。

保健福祉部救護物資班は、市の物資集積所に配送された支援物資を受け入れるとともに、協定締結事業者等と連携し、荷さばきや仕分けを行う。

第3節 義援物資の受入れ

総括部物資班は、義援物資について、被災状況、物資のニーズ、市の物資供給体制等を踏まえ、受入れの可否を判断するものとする。

受入れを行う義援物資については、総括部物資班が品目と量、受入場所等を整理し、必要に応じて公表するとともに、他の物資と同様に、物資集積所において受入れ、仕分け及び配分を行うものとする。

⁴ 国等から供給される物資を受け入れ、被災市町に向けて物資を送り出すために県が設置する拠点のこと。市の場合は「ツインメッセ静岡」。

なお、個人から寄せられる物資は、混載物資の仕分けなど、多大な作業が必要になるため、原則として受け入れないものとし、その旨を周知する。

また、義援物資の受入場所は、物資集積所の候補施設（資料編 33 ページ）の中から選定する。

第4節 プッシュ型支援による物資の調達

1 プッシュ型支援の概要

南海トラフ地震の発生時、国は、国の具体計画に基づき、被災府県⁵からの具体的な要請を待つことなく、必要と見込まれる物資を調達し、緊急輸送（以下、「プッシュ型支援」という。）を実施する。

プッシュ型支援により国が被災府県に供給する品目は次のとおりである。

- ・食料
- ・毛布
- ・乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク
- ・乳児・小児用おむつ
- ・大人用おむつ
- ・携帯トイレ・簡易トイレ
- ・トイレットペーパー
- ・生理用品

これら8品目（以下、「基本8品目」という。）のほか、段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、冷暖房機器、衣類なども対象となる。

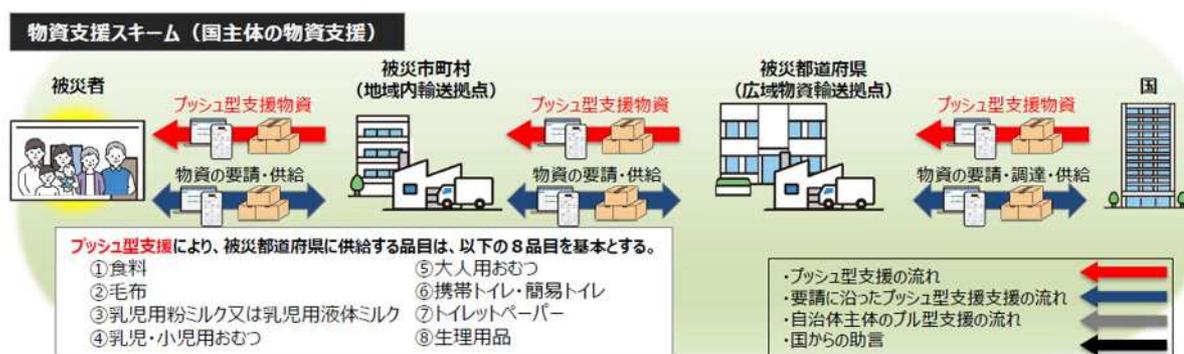


図1 プッシュ型支援のイメージ（出典）内閣府「災害時の物資支援について」

県は、県の広域受援計画に定める「プッシュ型支援物資配分計画」（以下、「配分計画」という。）により、県内市町ごとの基本8品目の配分を定めている。

⁵ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条に定める南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都道府県から東京都を除いた府県のうち、関係する地方公共団体をいう。

配分計画によると、市には基本8品目が発災後4日目以降7日目まで配送される。配分計画の詳細は、別紙（資料編33ページ）のとおりである。

総括部物資班は、発災時期や県広域物資輸送拠点の開設状況等を踏まえ、プッシュ型支援物資の品目と量、配送先等に関する調整を県と行う。

2 物資の受入れ

県（中部方面本部物資班）は、国から県広域物資輸送拠点（ツインメッセ静岡）に輸送された物資を受け入れるとともに、協定締結事業者等の協力を得て荷さばきを行う。

また、県（中部方面本部物資班）は、「プッシュ型物資配分計画」に基づき、市の物資集積所（資料編33ページ）に配送する。

保健福祉部救護物資班は、市の物資集積所に配送された物資を受け入れるとともに、協定締結事業者等と連携し、荷さばきや仕分けを行う。

第5節 物資の配送

保健福祉部救護物資班は、配送事業者に対し、物資集積所から指定した避難所等への物資配送を要請する。

第5章 燃料供給・ライフライン

本章では、大規模災害発生時における燃料の確保、電気・ガス・通信事業者との相互協力及び情報共有、並びに上下水道施設の応急給水及び応急復旧に関する応援要請及び受入体制について定める。

第1節 燃料の確保

1 平時からの備え

災害応急対策の実施のための重要施設（庁舎等。詳細は資料編 35 ページ）を所管する各課は、平時から、最低3日間以上の発電及び給電が可能となる体制を確保するため、所管する施設・設備について、安全な場所への非常用電源の整備に努める。

また、燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の締結等により燃料確保策の多重化を図るとともに、定期的な点検及び訓練等の実施に努める。

2 重要施設への燃料供給

災害応急対策の実施のための重要施設を所管する各班は、非常用電源の燃料を確保し、電力供給の継続を図るため、石油販売事業者等から必要な燃料の供給を受ける。

また、重要施設を所管する各班は、非常用電源の燃料の自力調達が困難となるおそれがある場合には、県（本部指令部ライフライン等調整スタッフ）に対し、燃料供給を要請する。

3 車両への燃料供給

財政部管財班は、中核給油所⁶（詳細は資料編 36 ページ）を含む市内の給油所等の稼働状況及び燃料保有状況に関する情報を収集し、各班及び関係機関と共有する。

また、財政部管財班は、石油商業組合静岡支部との「災害時における緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書」（資料編 37～39 ページ）に基づき、災害応急対策に従事する車両への燃料の優先供給について、給油所等に協力を要請する。

第2節 電気・ガス・通信事業者

1 事業者との相互協力

電気、ガス、通信事業者は、各事業者が作成した計画等に基づき、施設及び設備の応急復旧その他の災害応急対策を実施する。

各事業者が災害時に担う主な業務内容は次のとおりである。

⁶ 自家発電設備や大型タンク等を備え、災害時に緊急車両への優先給油を実施する給油所。

表 1 各事業者の災害時における主な業務内容

事業者名	災害時における主な業務内容
中部電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電力供給の確保 ・施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報 ・被災施設の調査及び復旧 等
静岡ガス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握及び応急措置 ・災害時におけるガス供給の確保 ・需要家への広報 ・ガス設備の早期復旧 等
NTT 西日本株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関の重要通信の優先確保 ・被害施設の早期復旧 等
株式会社 NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関の重要通信の優先確保 ・被害施設の早期復旧 等

各班は、災害応急対策の実施にあたり、各事業者から市の所有する土地や建物等の使用について要請があった場合には、これに協力する。また、必要に応じ、未利用県有地・国有地等の借受けを検討する。詳細は別紙のとおりとする（資料編 41 ページ）。

2 事業者との情報共有

建設部建設班は、道路の通行可否及び復旧の見込みに関する情報を、各事業者に提供する。

総括部情報班は、各事業者からライフラインの復旧状況や今後の見込みに関する情報の提供を受け、関係する各班と共有する。

なお、各事業者は、必要に応じて市に連絡員（リエゾン）を派遣する。

第3節 水道

1 派遣要請

上下水道部水道班は、被災状況等を踏まえ、応援要請の要否を判断する。

応援要請が必要と判断した場合、市長（上下水道部上下水道総括班）は、日本水道協会静岡県支部に対し、応急給水及び応急復旧に係る応援水道事業体の派遣を要請する。

また、公営企業管理者（上下水道部上下水道総括班）は「19 大都市水道局災害時相互応援に関する覚書」に基づき、応援幹事都市⁷に対し、先遣調査隊の派遣を要請する。

詳細は

⁷ 応援要請に関する連絡調整を行う大都市のこと。市の場合は川崎市及び神戸市。

・「上下水道局 災害時応援要請・受入マニュアル」
・「静岡市上下水道局からの災害応援にあたってのお願い【水道編】（他事業体用）」
による。

2 受入体制

上下水道部水道班は、受入施設の設置、資機材の調達等、受援に必要な準備を行うとともに、応援水道事業体を受け入れる。

また、応援水道事業体に対し、活動内容等について必要な説明を行う。

第4節 下水道

1 派遣要請

上下水道部下水道班は、発災後、処理場及び管路等、下水道施設の被災状況を調査し、他都市への応援要請の可否を判断する。

応援要請が必要と判断した場合、市長（上下水道部上下水道総括班）は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に基づき、情報連絡総括都市⁸を経由し、他の大都市（東京都及び政令指定都市）に応援を要請する。

詳細は、「静岡市上下水道局 受援マニュアル【下水道編】」による。

2 受入体制

上下水道部下水道班は、応援要請に応じた大都市（以下、「応援都市」という。）と、担当者及び今後の連絡方法について調整する。

また、応援都市に対し、受入場所（集積基地）の位置、市内外の被災状況、道路状況、周辺施設の営業状況等、活動に必要な情報を提供する。

さらに、上下水道部下水道班は、関係機関（情報連絡総括都市、国土交通省、下水道事業団、支援都市等）との間で情報共有を図るための会議を開催し、調査及び復旧に関する方針並びに活動場所や活動内容について調整を行う。

⁸ 応援に関する情報連絡の窓口となる大都市。市が被災した場合は東京都。

第6章 他自治体等からの応援

本章では、国及び他の地方公共団体等（以下、「他自治体等」という。）からの人的応援の受入れに関し、その体制、役割分担、受入手順及び対象業務について定める。

なお、他の章で個別に定める業務は、本章で対象とする業務から除く。

第1節 応援の体制

1 総務省応急対策職員派遣制度

総務省応急対策職員派遣制度は、総務省等の調整により、全国の地方公共団体が被災した市区町村に応援職員を派遣する制度であり、「総括支援チーム」及び「対口支援チーム」により構成される。

総括支援チーム

- ・災害マネジメント総括支援員（GADM）を中心とした3～6名で構成する。
- ・被災市区町村長の指揮下で、被災市区町村の災害マネジメント⁹を総括的に支援する。

対口支援チーム

- ・被災都道府県内及びその管内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な場合において、被災市区町村ごとに、都道府県または指定都市を原則として1対1で割り当て、避難所運営や罹災証明書交付等の災害対応業務を応援する。

なお、南海トラフ地震の発生時には、県及び市を含む県内市町に対し、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」で定められた即時応援道県等（富山県、岩手県、仙台市）から応援職員等が派遣される。

2 他自治体等との相互応援協定等

静岡市は、他自治体等と相互応援協定等を締結し、状況に応じて当該協定等に基づき、他自治体等に応援を要請する。

(1) 相互応援協定

他自治体等と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、市が他自治体等と締結した協定をいう。

相互応援協定の一覧は別紙（「地域防災計画」資料編5-1）を参照。

(2) 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画

広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心

⁹ 被災市区町村長への助言、幹部職員との調整、被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携などのこと。

に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めた計画をいう。

同計画は、全国を6つの地域ブロックに分割しており、静岡市は中部ブロックに属している。計画は別紙（「地域防災計画」資料編5-4）を参照。

（3）21 大都市災害時相互応援に関する協定

東京都及び指定都市において災害が発生し、被災都市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための協定をいう。協定は別紙（「地域防災計画」資料編5-5）を参照。

3 県・県内市町

（1）県市町支援機動班

県（本部指令部）が、被災した市町災害対策本部に派遣する職員。

派遣された市町を管轄する方面本部と連携し、市町における被害情報の収集、市町災害対策本部の運営等、市町が実施する災害応急対策全般の支援を行う。

（2）県内市町との各種協定

県中部地域の市町と締結した「災害時の相互応援に関する協定書」等、各種協定に基づき、災害時において、相互に応援を行う。

第2節 応援職員等の受入対応

市が、前節に記載の体制に基づき応援職員等の受入れを行うのにあたり、業務量の把握、庁内調整、他自治体等への応援要請及び受入れの手順について定める。

なお、各班が個別の計画等に基づき、他自治体等に応援職員等の派遣を要請する場合は、各班が定める手順等により行う。

1 平時からの整理

（1）受援対象業務の整理

ア 受援対象業務を所管する各課等

受援に備え、受援対象業務を所管する各課は、応援職員等に依頼する業務の内容や手順、応援職員等の活動場所などの情報を平時から「受援シート」（別冊2）に整理する。

2 災害時の対応

(1) 情報集約

ア 総括部受援班

総括部受援班は、各班に、災害対応に必要な業務と従事者数を見積もるよう依頼する。

イ 各班

各班は、「受援シート」に基づき、災害対応に必要な業務と従事者数を見積もり、総括部受援班に報告する。

(2) 他自治体等への応援要請

ア 総括部受援班

総括部受援班は、各班から収集した災害対応に必要な業務と従事者数に関する情報及び「受援シート」に基づき、他自治体等への応援要請の必要性を検討する。

同班は、庁内職員による応援を行っても人員に不足が生じる場合など、他自治体等への応援要請が必要と判断したときは、応援要請先、要請人数等を調整する。

イ 各班

各班は、個別の計画等に基づき、他自治体等に応援要請を行う場合、総括部受援班と情報共有を行う。

(3) 受援の準備

ア 総括部受援班

総括部受援班は、県や協定締結団体を經由し、他自治体等に応援職員等の派遣を要請する。また、要請にあたっては、受入場所の位置、市内外の被災状況、道路状況、周辺施設の営業状況等、活動に必要な情報を提供する。

同班は、応援職員等の活動拠点に不足が見込まれる場合、活動拠点を確保するため、県（本部指令部）や国（静岡財務事務所）と未利用県有地・国有地等の借受けについて協議を行う。詳細は別紙のとおりとする（資料編 41 ページ）。

イ 各班

応援職員等を受け入れる各班は、「受援シート」に基づき、応援職員等の活動拠点を確保するほか、業務に必要な資機材、各種マニュアル等を準備する。

静岡庁舎内における応援職員等の受け入れが可能なスペースは、下表のとおりとする（図面については、資料編 42～44 ページ）。

表1 静岡庁舎内における応援職員等の受入れが可能なスペース

No.	施設名	所在地	備考
1	茶木魚（食堂）	新館3階	応援職員執務スペース
2	静岡市民ギャラリー	本館1階	
3	第2委員会室	本館3階 ※本館3階の使用優先順位は、表の順序のとおり	
4	第1委員会室		
5	議会特別会議室		
6	第1応接室		
7	第2応接室		
8	第3委員会室		
9	議場		応援職員等執務スペース ※臨時議会等の開催時には原状回復し、議会对応を優先的に 行う。

ウ 総務部職員厚生班

応援職員等の宿泊場所は、応援職員等を派遣する他自治体等が自ら確保することを原則とする。

総務部職員厚生班は、他自治体等が応援職員等の宿泊場所を確保できない場合に備え、「応援職員の受入施設」（資料編 45 ページ）の利用可否を確認する。あわせて、必要に応じ当該施設を他自治体等に紹介できるよう、利用可否に関する情報を総括部受援班に提供する。

（4）受入・受援の実施

ア 総括部受援班

総括部受援班は、応援職員等を受け付け、関係する班へ引き継ぐとともに、庁内全体の受援状況を取りまとめ、必要に応じて他自治体等と共有する。

また、他自治体等の連絡員（リエゾン）との情報共有を図るため、市の被災状況、被害状況及び今後の方針や見通し等に関する会議を開催する。

イ 各班

応援職員等を受け入れる各班は、応援職員等に対し業務内容等を説明するとともに、受援対象業務の実施状況を総括部受援班と共有する。また、応援職員等に対し、定期的なミーティングを行うなどして、業務内容の指示及び情報共有を行う。

(5) 受援の終了

ア 各班

各班は、受援業務の進捗や人員の充足状況を踏まえ、応援の終了時期を検討するとともに、応援の終了を決定した場合には、その旨を総括部受援班に報告する。

イ 総括部受援班

総括部受援班は、各班の報告を踏まえ、受援の終了を判断する。

(6) 労務管理

総括部受援班は、応援職員等を受け入れる各班に対し、以下の事項に留意して労務管理を行うよう依頼する。

(ア) 応援職員等の受入人数や活動場所等を把握し、受援状況の管理を行うこと

(イ) 適切な従事シフトを作成するなど、応援職員等が過労等で心身の健康を害することのないよう留意すること

第3節 応援職員等による受援対象業務

市が、他自治体等からの応援職員等を受け入れて実施する業務は、次のとおりとする。各受援対象業務の主担当部署、業務の概要及び業務の流れ等は、「受援シート」に定めるものとする。

なお、災害の状況等に応じて、これらに掲げる業務以外についても、応援職員等を受け入れることがある

1 災害マネジメント業務

総括支援チーム（対口支援団体）は、総括部が行う災害対策本部の総括的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）及び本部運営を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・ 災害対策本部の運営に関する支援
- ・ 情報収集と共有
- ・ 外部機関等との調整

詳細は、「受援シート」（23 ページ）のとおりとする。

2 被災建築物の応急危険度判定業務

応急危険度判定士（自治体応援職員及び民間判定士）は、都市部建築対策総括班・民間建築対策班が行う被災建築物の応急危険度判定業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・防災拠点施設（救護病院、避難所、消防署等）の応急危険度判定業務
- ・民間住宅及び分岐・透析医療施設の応急危険度判定業務
- ・判定コーディネーター業務

詳細は、「受援シート」（25・27ページ）のとおりとする。

3 被災宅地危険度判定業務

被災宅地危険度判定士（自治体応援職員）は、都市部都市計画支援班が行う被災宅地危険度判定業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・判定業務（判定が必要な地域の抽出、判定活動）
- ・復旧業務

詳細は、「受援シート」（29ページ）のとおりとする。

4 避難所運営業務

自治体応援職員は、地区支部が行う避難所の開設・管理・運営業務、被災者に対する情報提供、物資供給等を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・避難所の運営
- ・物資の管理、配布
- ・在宅、車中泊等の被災者への支援
- ・被災者への生活支援等の情報発信

詳細は、「受援シート」（31・33・35ページ）のとおりとする。

5 遺体収容施設管理業務

県警察本部、医師会、歯科医師会、葬祭事業者は、保健福祉部医療救護班が行う遺体収容施設の管理業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・収容施設の開設・運営
- ・検視・検案業務
- ・遺体措置業務
- ・身元確認業務
- ・資機材等の確保
- ・遺体の輸送

詳細は、「受援シート」(37 ページ) のとおりとする。

6 物資に係る業務

自治体応援職員は、総括部物資班ほか物資の調達から配布までに関係する、各班が行う物資の調達及び受入れ、被災者への配布等の業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・市備蓄物資の提供（物資の仕分・配送）
- ・プッシュ型支援物資の受入れ・配送（物資の受入れ・配送）
- ・プル型支援物資の受入れ・配送

詳細は、「受援シート」(15 ページ) のとおりとする。

7 災害廃棄物収集運搬業務・災害廃棄物仮置場運営業務・公費解体業務

自治体応援職員、(公社)静岡県産業廃棄物処理業協同組合は、環境部環境総括班ほか災害廃棄物の処理に関係する、各班が行う災害廃棄物の収集運搬・仮置場の運営・公費解体業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・災害廃棄物収集運搬業務（災害廃棄物の収集と仮置場への運搬）
- ・仮置場の運営（必要な場内管理、周辺住民への対応）
- ・公費解体申請及び受付（窓口での市民対応）

詳細は、「受援シート」(41・43・45 ページ) のとおりとする。

8 住家の被害認定調査業務・罹災証明書の交付業務・交付後の相談業務

自治体応援職員等は、財政部調査総括班及び区調査班が行う、被害認定調査業務及び罹災証明書の交付業務を応援する。

また、県土地家屋調査士会は、財政部調査総括班が行う、罹災証明書交付後の相談業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・住家の被害認定調査（現地調査）
- ・罹災証明書交付後、被災住民等から寄せられた相談への対応

詳細は、「受援シート」(47 ページ) のとおりとする。

9 被災者支援業務

県災害対策士業連絡会から派遣される弁護士や司法書士、行政書士等の専門職（状況に応

じ自治体応援職員を含む。)は、市民部生活相談班が行う、被災者生活再建のための相談業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・広報資料の作成・更新
- ・Q&Aの作成・更新
- ・相談対応
- ・相談状況の確認・フォロー

詳細は、「受援シート」(49ページ)のとおりとする。

10 公共土木施設災害応急対策業務

協定締結事業者、国土交通省の連絡員(リエゾン)、TEC-FORCE(必要に応じ、自治体応援職員を含む。)は、建設部建設班が行う、公共土木施設(建設部所管)の災害応急対策業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・被害状況の調査
- ・応急復旧準備
- ・災害査定準備

詳細は、「受援シート」(51ページ)のとおりとする。

第7章 ボランティア

本章では、被災者支援を目的とした災害ボランティアの受入れ体制及びその活動支援に関する事項を定める。

なお、災害ボランティア本部の詳細な組織体制や運営方法については、「災害ボランティア本部設置・運営マニュアル」による。

第1節 ボランティアの受入れ

1 災害ボランティア本部の設置と運営

市民部市民生活総括班は、市、(福)静岡市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)、災害ボランティアコーディネーター等で構成する「災害ボランティア本部災害時運営連絡会」¹⁰を開催し、災害ボランティアの受入れが必要と判断した場合には、市民局次長を本部長として災害ボランティア本部を設置する。

また、同班は、災害ボランティア本部の運営に関する事務を、市社協に委託する。

2 災害ボランティア本部の役割

災害ボランティア本部は、次に掲げる業務を行う。

- ・災害ボランティアの受入れ
- ・被災者ニーズの受付
- ・災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整及び活動内容の指示
- ・情報収集及び情報発信並びに関係機関との連絡調整
- ・その他、本部の運営に必要な業務

3 災害ボランティア本部の構成

災害ボランティア本部は、対外的な交渉窓口となる災害ボランティア情報渉外センター及び、各区において自治会、各種団体等との窓口となる地区災害ボランティアセンターにより構成される。

災害ボランティア情報渉外センター及び地区災害ボランティアセンターの設置場所は、被害状況等に応じて、別紙(資料編 47 ページ)に定める施設の中から選定する。

4 市と災害ボランティア本部との連携

市民部市民生活総括班は、必要に応じ職員を連絡調整員として災害ボランティア情報渉外センターに配置し、市の被害情報の提供、市管理施設の利用調整等を行うとともに、災害ボランティア本部との間で情報交換及び協議を行う。

¹⁰ ただし、同会を開催するいとまがないときは、市社協と協議のうえ、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。

5 災害ボランティア活動に関する情報の提供及び必要な資機材の提供

市民部市民生活総括班は、災害ボランティア本部の円滑な運営を図るため、次に掲げる災害ボランティア活動に必要な情報を災害ボランティア本部（市社協）に提供する。

- ・ ライフライン及び公共交通機関の復旧状況
- ・ 交通規制の状況
- ・ 行政施策の動向
- ・ ボランティアの宿营地として適当な場所・施設の候補 等

また、市民部市民生活総括班は、災害ボランティア本部等における活動に必要な資機材の提供に努める。

